

加東市立社小学校いじめ防止基本方針（平成31年度）

加東市立社小学校

1 学校の方針

本校の学校教育目標は「つながりを大切にし、学習や生活を高め合う子の育成」と定めている。

社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきた。このような、予測困難な変化に子どもたち一人一人が受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要である。まさしく、「生きる力」の育成であり、「人間力」の育成である。

人間は、「ヒト・モノ・コト」とのつながりの中で生活している。ヒト（友達、先生、家族、地域の方など）とのつながり、モノ（教材・教具、学校施設・設備など）とのつながり、コト（学校行事、地域行事など）とのつながりを大切にし、学習や生活を高め合う子を育成していく。

そのためにもいじめを許さない学校づくりを推進する。すべての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう「いじめ防止基本方針」を定め、日常の指導体制を整備する等いじめの未然防止に努めながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決を図る。

2 基本的考え方

本校は、学級数21（18＋3）、児童数565名である。素直で明るく元気な児童が多く、静かに集合し、落ち着いて話が聞ける。また、職員・地域の方への挨拶も活発になってきた。児童の中には他人への配慮に欠け、人の嫌がることを言ったりしたりしてしまう者もいる。保護者や地域は、PTA活動や見守り隊の活動などを通して学校に協力的である。

これまでのいじめ等への取組では、各担任・地区担当は、トラブルがあればすぐに本人への聞き取りを行い、クラス・地区のみんなでどうしたらよいか等を話し合わせ、保護者や関係諸機関との連携を大切にしながら解決に努めている。また、学校が一つのチームとして、早期発見、早期対応、継続的な経過観察、適切な指導を心がけており、日頃の生活や道徳授業等での人権教育も計画的に充実させている。

児童間にはトラブルはつきものであるが、「困っていること、嫌だと思っていること」が継続しないように、また集団でのいじめ等につながらないように危機感を持って指導している。

いじめについては、すべての教職員が、次のような基本認識を持ち取り組んでいく。

- ・いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ・いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめはその行為の態様により、暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ・いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

（『いじめ防止マニュアル』（兵庫県教育委員会）より）

このような認識のもと、児童間の好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むため、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する

専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙１ 全体計画

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙２ チェックリスト

(2) 未然防止等の年間指導計画

いじめを防止する観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙３ 年間指導計画

(3) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙４ 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やＰＴＡ総会をはじめ、学級懇談会、個別懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直していく。その際には、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童の意見を取り入れるなど、児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。